

## 北本市立栄小学校規模等適正化検討協議会設置要綱

(平成31年4月25日)  
教委告示第 6 号

### (設置)

第1条 北本市立学校の適正規模等に関する基本方針に基づき、北本市立栄小学校の規模等の適正化について検討し、及び協議するため、北本市立栄小学校規模等適正化検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項を検討し、及び協議する。

- (1) 北本市立栄小学校の規模等の適正化に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校の規模等の適正化に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討協議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 北本市立栄小学校の児童の保護者
- (2) 北本市立栄小学校の学区の地域団体関係者
- (3) 北本市立学校の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第7条 検討協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出又は会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（謝礼）

第8条 第3条第2項に規定する委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

（庶務）

第9条 検討協議会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

北本市立栄小学校規模等適正化検討協議会  
委員名簿

(敬称略)

No	ふり 氏	がな 名	選出区分	備考		
1	だい 醍	ご 醐	たかし 隆	児童の保護者	北本市立栄小学校 P T A 会長	
2	ご 五	み 味	じゅん 純	こ 子	児童の保護者	北本市立栄小学校 P T A 副会長
3	さ 佐	とう 藤	とし 利	ひこ 彦	地域団体関係者	北本団地自治会会長
4	はやし 林	のぶ 信	よし 好	地域団体関係者	公団地域コミュニティ 委員会会長	
5	よし 吉	の 野	みち 道	こ 子	地域団体関係者	公団地域地区 民生委員・児童委員 協議会会長
6	やす 安	だ 田	かず 一	や 也	市立学校の代表者	北本市立栄小学校 校長
7	いし 石	づか 塚	ふ 富	みえ 美江	市立学校の代表者	北本市立石戸小学校 校長
8	にし 西	やま 山	ひろし 宏	市立学校の代表者	北本市立西中学校 校長	
9	はり 針	がや 谷	のり 紀	こ 子	教育委員会が必要と 認める者	北本市立教育センター 所長

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日